

質問・回答（福岡県介護サービス事業所多言語対応支援事業）

質問	回答
外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は補助の対象となるか。	交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は補助対象外としますので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は補助対象となりません。地域との交流会等についても同様とします。
ホームシック対策として、インターネット回線を引いて母国と連絡を取れるようにしたいが、この場合は補助の対象となるか。	インターネット回線は、母国との連絡手段以外にも様々な用途に用いられるため、当該事業の経費のみを明確に区分することができないことから補助対象外です。
Zoom、Teams 等を活用したオンラインによる学習支援は補助の対象となるか。	補助対象です。 ただし、Zoom、Teams 等のライセンス料及び学習支援のために要したインターネット回線使用料は補助対象外です。
物品のリースは対象になるか。	補助対象外です。
外国人介護職員の範囲は？	在留資格の種類にかかわらず対象となります。
在留資格「特定技能（介護）」取得のために必要な試験の受験に係る費用は補助の対象となるか。	在留期間中の技能実習生や留学生を受け入れる場合、「特定技能（介護）」取得が、将来の介護福祉士資格取得のために必要なことを示した人材育成計画を添付書類として提出した場合、受験対策及び受験に要した費用を補助対象とします。
技能実習生を受け入れるため監理団体に対して支払う監理費や、特定技能外国人を受け入れるため登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるか。	補助対象外です。 監理費や支援委託手数料等の技能実習生や特定技能を受け入れる際の義務的経費は対象外です。
振込手数料や支払手数料は補助対象となるか。	補助対象外です。
補助金交付決定を受けた後に、申請内容から取組を変更することは可能か。	取組内容の変更は基本的に受け付けておりません。ただし、やむを得ず変更する必要がある場合は、介護人材確保対策室までご連絡ください。